

医療安全に関する取組事項

1. 医療安全に関する基本的考え方

当院の理念である「常に患者様の立場に立ち、温かい医療を提供する」を実現するためには、当院が診療に際して患者に無用な害を与えることのない安全な場でなければならない。

しかしながら、医療人であっても「エラーをおかす」という人間の普遍的欠点を免れることはできない。したがって「エラーは不可避である」との前提で医療安全管理システムを構築する必要がある。当院が提供する医療安全は、エラーが起きた場合の影響を最小限に抑えるとともに、実効性のある事後の再発防止策を検討し、日々変動するリスクに対応して病院のあり方、仕事の手順を「改善」していく持続的な営みでなければならない。

2. 医療安全のための委員会その他の当院の組織に関する基本事項

当院における医療安全に関する意思決定機関として「医療安全委員会」を設置し、毎月1回会議を行い医療安全対策に関する事項を検討します。

また、専任の医師、医療安全管理者、医薬品安全管理者、医療機器安全管理者、医療放射線安全管理者等により構成する医療安全管理室を設置し、医療安全対策に関する業務を統括します。

3. 医療安全のための従事者に対する研修に関する基本方針

職員の医療安全に対する意識・知識・技術の向上を図るため、全職員を対象とした研修会を年2回以上行っています

4. エラーの発生状況の報告に関する基本方針

院内で発生したエラーについては、インシデント・アクシデントレポートとして報告し、発生状況・今後の対策について院内で共有し、再発防止に努めています。

5. 医療事故発生時の対応に関する基本方針

医療側の過失の有無にかかわらず、患者に望ましくない事象が発生した場合には、患者の究明と被害の拡大防止を最優先として対応にあたります。また、患者様・ご家族様には事故発生後、処置等の遂行に支障をきたさない限り可及的速やかに事故の状況・今後の見通し等について説明します。

また、重大事故発生時には医療事故調査委員会を設置し詳細を調査検討するとともに、必要時には警察・保健所等の関係各所に報告をします。

6. 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本取り組み事項は院内に掲示し、患者様及びご家族様などから閲覧の求めがあった場合にはこれに応じます。

7. その他の当院における医療安全対策の推進のために必要な基本事項

院内の医療安全対策の推進のため「医療安全管理マニュアル」を作成し、病院職員への周知徹底を図るとともに、マニュアルの見直し・改訂を行います。

医療法人財団謙仁会亀有病院
病院長